圖書頭
圖書寮主事
庶務課長
編修課長
圖書課長
記錄課長

官報
第七千四百八十四號
明治四十一年六月九日　火曜日
印刷局

○告示

大藏省告示第九十四號

全額拂込濟ニ係ル大日本帝國政府五分利公債假證書ニシテ紛失シタルモノノ額面金額種類、枚數、記號及番號等左ノ如シ

明治四十一年六月九日　大藏大臣　松田正久

額面金額種類	枚數	記號	番號	拂込金領收證印濟期數	記名者
百圓	二	ゐ	二八九八九 二八九九〇	第六期マデ	伴定松

司法省告示第三十三號

長野地方裁判所管內松本區裁判所本年五月三十一日信濃國松本市大字北深志字二ノ丸ノ新廳舍ニ移轉セリ

明治四十一年六月九日　司法大臣　男爵千家尊福

司法省告示第三十四號

石川縣鹿島郡七尾町字生駒町二十八番地
倉庫營業者　從谷彥三郎

右供託法第五條第一項ニ依リ指定ス

明治四十一年六月九日　司法大臣　男爵千家尊福

文部省告示第百八十三號

栃木縣安蘇郡佐野町字木戶外ニ設置セル栃木縣安蘇郡立佐野高等女學校ノ位置ヲ同縣同郡佐野町字木戶外及犬伏町大字淺沼ニ變更ノ件認可セリ

明治四十一年六月九日　文部大臣　男爵牧野伸顯

農商務省告示第百三十五號

明治四十一年五月二十五日左記入漁ニ關スル事項ヲ免許漁業原簿ニ登錄セリ

明治四十一年六月九日　農商務大臣　松岡康毅

漁業ノ種類及名稱	漁獲物ノ種類	漁業時期
磯建網漁業	龍蝦、磯魚	自一月一日 至十二月三十一日

登錄番號　八六
入漁區域　高知縣幡多郡白田川村大字白濱ノ黒碆以北東ノ地先免許番號第二四六號ノ漁場內
入漁權者　高知縣幡多郡佐賀村大字佐賀、佐賀浦漁業組合

海藻漁業	海藻	自二月一日 至六月三十日
石花菜漁業	石花菜	自三月一日 至八月三十一日
鮑漁業	鮑	自一月一日 至十二月三十一日
とこぶし漁業	とこぶし	同
蠑螺漁業	蠑螺	同

登錄番號　八七
入漁區域　高知縣幡多郡白田川村大字白濱ノ黒碆以北東ノ地先免許番號第七五六號ノ漁場內
入漁權者　高知縣幡多郡佐賀村大字佐賀、佐賀浦漁業組合

棒受網漁業	鰮、鯖、鰺	自八月一日 至翌年二月末日
磯建網漁業	龍蝦、磯魚	自十月一日 至翌年五月三十一日
鮑漁業	鮑	自一月一日 至十二月三十一日
とこぶし漁業	とこぶし（方言あかめとこ）	同
おごこ漁業	おごこ	自二月一日 至九月三十日
石花菜漁業	石花菜	自四月一日 至八月三十一日

登錄番號　八八
入漁期間　免許番號第四〇六號ノ免許期間
入漁區域　宮崎縣東臼杵郡岩脇村ヨリ富高村余島ニ至ル間ノ地先免許番號第四〇六號ノ漁場內
入漁權者　宮崎縣東臼杵郡門川村、門川村漁業組合

棒受網漁業	鰮、鰺、鯖	自八月一日 至翌年一月三十一日

登錄番號　八九
入漁期間　免許番號第三七四號ノ免許期間
入漁區域　宮崎縣東臼杵郡恆富村丸ヶ島初瀨川塚ヨリ百八十度ノ方位百二十五間ノ所ヨリ東海村南浦村界火打崎ニ至ル間ノ地先免許番號第三七四號ノ漁場
入漁權者　宮崎縣東臼杵郡南浦村大字浦尻、浦尻漁業組合

棒受網漁業	鰮、鰺、鯖	自八月一日 至翌年二月末日
磯建網漁業	龍蝦、磯魚	自十月一日 至翌年五月三十一日
鮑漁業	鮑	自一月一日 至十二月三十一日
石花菜漁業	石花菜	自三月一日 至八月三十一日

登錄番號　九〇
入漁期間　免許番號第三七七號ノ免許期間
入漁區域　宮崎縣東臼杵郡門川村大婆ヨリ麥砠ニ至ル間ノ地先免許番號第三七七號ノ漁場內
入漁權者ノ代表者　宮崎縣東臼杵郡細島町、細島漁業組合

棒受網漁業	鰮、鯖、鰺	自八月一日 至翌年二月末日
四艘張網漁業	鰮、鯖、鰺、鯷	自九月一日 至十一月三十日
磯建網漁業	龍蝦、磯魚	自十月一日 至翌年五月三十一日
鰈建網漁業	鰈	同

登錄番號　九一
入漁期間　免許番號第三九四號ノ免許期間
入漁區域　宮崎縣南那珂郡南鄉村ヨリ東鄉村ニ至ル間ノ地先、免許番號第三九四號ノ漁場
入漁權者ノ代表者　宮崎縣南那珂郡鵜戶村大字宮ノ浦、吹毛井浦漁業組合

むれーお廻高網漁業	むれーお	自十月一日 至翌年六月三十日

登錄番號　九二
入漁期間　明治三十五年三月三日ヨリ滿二十箇年
入漁區域　沖繩縣國頭郡恩納間切ノ地先免許番號第三七〇號ノ漁場
入漁料　一箇年ニ付金貳拾圓宛毎年四月中ニ仕拂フコト
入漁權者ノ代表者　沖繩縣島尻郡兼城間切糸滿村五百六十六番地、大城龜

むれーお廻高網漁業	むれーお	自二月一日 至六月三十日
磯魚刺網漁業（歩刺行刺ヲ除ク）	をーばち、ゑち、ゆー、たまん、いゑー、いらぶち	自一月一日 至十二月三十一日

登錄番號　九三
入漁區域　沖繩縣島尻郡粟國島ノ地先免許番號第三四〇號ノ漁場
入漁權者　沖繩縣島尻郡兼城間切糸滿村、糸滿漁業組合

むれーお廻高網漁業	むれーお	自十一月一日 至翌年六月三十日

登錄番號　九四
入漁區域　沖繩縣國頭郡恩納間切ノ地先免許番號第三七〇號ノ漁場
入漁權者　沖繩縣島尻郡兼城間切糸滿村、糸滿漁業組合

むれーお廻高網漁業	むれーお	自二月一日 至六月三十日

登錄番號　九五
入漁區域　沖繩縣島尻郡渡名喜島本島ノ地先免許番號第三七二號ノ漁場
入漁權者　沖繩縣島尻郡兼城間切糸滿村、糸滿漁業組合

第7484号 本文
本文

農商務省告示第百三十六號

本月六日左ノ商業會議所設立ヲ認可シタリ

明治四十一年六月九日　農商務大臣　松岡康毅

一名稱　松本商業會議所

一地區　長野縣松本市ノ區域

一所在地　長野縣松本市

農商務省告示第百三十七號

明治四十一年七月一日ヨリ廣島大林區管內山口、岩國ノ二小林區署ヲ廢シ三田尻小林區署ヲ新設ス其ノ位置及管轄區域ヲ左ノ通定ム

明治四十一年六月九日　農商務大臣　松岡康毅

位置　山口縣周防國佐波郡防府町　管轄區域　山口縣一圓

農商務省告示第百三十八號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治四十一年六月九日　農商務大臣　松岡康毅

國	郡	村	大字	字	地番	面積
伊勢	三重	宮田	東宮田	茶屋町	一〇九番	二一〇
同	河藝	河曲	河田	堂角	四八一 四八三 四八六	八二九

遞信省告示第六百號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治四十一年六月九日　遞信大臣　子爵堀田正養

英貨	一パウンド	九圓八二〇九七	
	一シリング	四圓九二〇五	
	一ペンニー	四〇九二	
佛貨	一フランク	三九〇九〇	
米貨	一ダラー	二〇二〇二〇	
	一セント	二〇二〇	
獨貨	一マルク	四八〇七〇	
蘭貨	一フロリン	八二五八〇	
墨國銀貨	一圓	四一三五〇	
香港洋銀	一ダラー	八八〇四三	
	一セント	八八〇	

英貨	一パウンド	2/0卽チ	
	一シリング	一圓ニ付一〇、シリング、〇、ペンニー四三八	
佛貨	一フランク	一圓ニ付一〇、フランク、二八十五「サンチーム」八二〇	
米貨	一ダラー	49½卽チ	
	一セント	一圓ニ付四十九「セント」五〇〇	
獨貨	一マルク	一圓ニ付二「マルク」〇八「フェン」一「マルク」〇三〇	
蘭貨	一フロリン	一圓ニ付一「フロリン」二十二「セント」五七九	
墨國銀貨	一圓	一圓ニ付「クローネ」四十一「コロナ」「ヘルレル」六〇四「フィルレル」	
香港洋銀	一ダラー	一圓ニ付一「ダラー」十三「セント」	
	一セント		

遞信省告示第六百一號

本月十六日ヨリ左記郵便局ヲ改稱ス

明治四十一年六月九日　遞信大臣　子爵堀田正養

現名稱	改稱	位置
網尾郵便局	清瀧郵便局	栃木縣上都賀郡日光町

遞信省告示第六百二號

明治四十年九月遞信省告示第五百六十九號本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名表中「在マロック獨逸局」ノ次ニ「在土耳古獨逸局」ヲ、又其ノ他ノ大不列顛殖民地及所屬地「コート、ドール」ノ次ニ「ドミニック」ヲ加フ

明治四十一年六月九日　遞信大臣　子爵堀田正養

正誤

去月二十二日農商務省告示第百七號中五三三頁上段自四行至七行一、五〇ハ一五二〇同二十三日同告示第百八號中五六五頁上段四行六、二三ハ六、二二同二十七日同告示第百十五號中四行書野堂ハ吉御堂ノ誤モ誤

同二十二日同告示第百七號中五二六頁上段四行同ノ二〇四八同ノ一〇四八　五二八頁上段初行同ノ一、三七八同ノ一〇三七同下段二十九行同ノ二三一三同三十二行同ノ二三一八同ノ一三一六　五三三頁上段三十二行獄石ハ獄石同二十三日同告示第百八號五六三頁上段八行八九九ノ八九九ノ七同三十七行二三六二ノ一八二三〇六二ノ一ノ誤モ誤植

○敍任及辭令

○明治四十一年六月八日

任宮內省副譯官

敍高等官六等

任檢事

敍高等官六等

兼任臺灣總督府國語學校舍監

敍高等官六等

兼任臺灣總督府國語學校舍監

敍高等官七等

陞敍高等官五等

陞敍高等官六等

陞敍高等官六等

統監府通譯官從七位勳八等　武田　尙

判事正七位　薛村健一郎

臺灣總督府國語學校教授從七位　大石和太郎

臺灣總督府國語學校教授從七位　森本　修

靜岡縣技師正七位勳六等　堀田　森藏

大澤富二三

富山縣技師從七位　池內　勉

陞敍高等官七等

神奈川縣港務醫官從七位勳六等　吉川　元章

陞敍高等官六等

陞敍高等官七等

千葉縣事務官補從七位勳八等　福田　鐵藏

陞敍高等官七等

神奈川縣技師正八位　脇本　米司

和歌山縣水產試驗場技師兼和歌山縣水產講習所技師正八位　生熊關三郎

和歌山縣水產講習所技手兼　小濱　泰

和歌山縣水產講習所技師ニ任ス

長崎縣技師正八位　山內確三郎

法律取調委員會幹事被仰付

法律取調委員會幹事被免

願ニ依リ本職ヲ免ス（以上六月八日內閣）

賜一級俸

大臣官房文書課勤務ヲ命ス

內匠寮御用掛被仰付

但奏任待遇

年俸千三百圓下賜（以上六月八日宮內省）

檢事　判事　鈴木英太郎

和歌山縣技師（試驗場技師）　柳澤　成悌

宮內省翻譯官　武田　尙

宮內省翻譯官　武田　尙

休職三重縣技師　佐藤　功一

內匠寮御用掛　佐藤　功一

島根縣技師　栗原　唯喜

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ島根縣收用審查會委員ヲ免ス（以上六月八日內務省）

島根縣收用審查會委員ヲ命ス（內務技師）　小笠原酉三郎

陸軍省軍務局御用掛兼勤ヲ命ス（參謀本部陸軍歩兵大尉）　長尾　恆吉

豫備被仰付（以上六月八日陸軍省）

陸軍歩兵中尉　村本愛次郎

免本職補橫須賀海兵團分隊長

陸軍歩兵中尉　周防分隊長海軍大尉　長町　包荒

免本職補周防分隊長（以上六月八日海軍省）

長海軍大尉　海津眞太郎

兼補東京地方裁判所判事

東京區裁判所判事　安藤　敬信

七級俸下賜（以上六月八日司法省）

平戶區裁判所判事　鵜田　敬

石狩國江別ヘ臨檢出張ヲ命ス（六月八日遞信省）

海事局技師　武宮　新吾

石川縣下ヘ出張ヲ命ス（六月八日同）

海事局技師　吉澤　源作

（各通）

統監府通譯官　遠元　康九

二級俸下賜（六月八日統監府）

統監府通譯官　高島　五八

年俸八百五拾圓下賜（但九級俸下賜）

福島縣師範學校教諭　水谷　眞澄

年俸七百五拾圓下賜（但十級俸下賜）（以上六月八日福島縣）

福島縣師範學校教諭　鹽野　進

○宮廷錄事

○皇后宮行啓　皇后陛下ハ昨八日午前八時五十分御出門神奈川縣下葉山御用邸ヘ行啓午後六時十分還御アラセラレタリ

○韓國東宮行啓　韓國皇太子殿下ハ一昨七日午前八時鳥居坂御用邸御出門同八時三十分新橋發汽車ニテ神奈川縣下江ノ島ヘ行啓午後七時八分新橋御著同七時三十五分還御アラセラレタリ

○皇族奏著　韓仁親王殿下ハ御職務ヲ以テ一昨七日御出發千葉縣下ヘ御出張アラセラレタリ

○彙報

○官廳事項

○敎職改姓

鳥取縣立第一中學校敎諭林堂影夫ハ本年四月十四日西岡ト改姓セリ

○官吏褒奬

小笠原主殿頭ハ一昨七日發栃木縣下ヘ、光田敬澤兩御用邸ヘ、福羽內苑頭ハ群馬縣下伊香保御用邸ヘ、主猟官岡崎國夏、同鍛冶藏ハ埼玉縣下江戶川筋御猟場ヘ、內匠寮主事三室戶敬光、同寮技師足立鳩吉ハ栃木縣下日光御用邸ヘ同日出發セリ

三重縣ヘ出張ヲ命セラレタル造酒官主事牧野正雄ハ本月六日出發セリ

叙二千葉縣下ヘ出張ノ大藏技師矢部規矩治ハ本月五日歸京セリ

叙二土京ノ星野關東都督府陸軍參謀長ハ去月二十八日旅團幹部演習ノタメ福井地方ヘ出張ノ小泉步兵第六旅團長ハ本月四日福島長野新潟縣下ヘ出張ノ松永第二師團長及關時檢閱並ニ新兵營工事視察ノタメ桑名聯隊區司令部、津聯隊區司令部、三重縣ヘ志郡久居町ヘ出張ノ大久保第三師團長、同關行ノ同師團參謀長西川虎次郎ハ同五日、小樽、大沼並ニ舞鶴、由良、橿須賀地方ヘ出張ノ陸軍運輸部本部長加藤政義ハ同六日歸著ノ木越第五師團長ハ愚海衛及地諸部隊巡視ノタメ高岡市ニ向ヒ鮫島第十四師團長ハ特命檢閱參列ノタメ福知山ニ向ヒ新山步兵第十七旅團長ハ徵兵署視察ノタメ愛知縣北設樂郡田口ニ向ヒ豐島重砲兵監ハ重砲兵第二旅團、重砲兵第四聯隊、佐世保重砲兵大隊、對馬重砲兵大隊及臺灣總督府鐵道部事務官服部仁藏ハ本月四日上京ノ上ノ臺灣總督府稅務官高橋龍之助ハ一昨七日出發歸任セリ

叙二會計實地檢查ノタメ出張ノ檢查官和田添久重ハ一昨七日歸京セリ

叙二上京ノ北海道廳事務官齋田恆之助ハ一昨七日出發歸任セリ

叙二上京ノ島取縣事務官石津和風ハ一昨七日出發歸任セリ

○官吏死去

休職陸軍憲兵大尉正七位勳六等村田金二郎ハ去月十二日死去セリ

司法及警察

○死刑執行　原籍福岡縣鞍手郡中村大字高野佳所同上平民百吉義眞ハ強盜殺人ノ罪ニ因リ昨四十年四月八日福岡地方裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケ同年六月二十五日確定シタル處本月一日執行セラレタリ

四十一年五月三十日ヨリ向フ三箇年

山口縣下閼市田中町千六百五十一番地　鍛冶　源次郎（明治八年二月生）

四十一年五月二十八日ヨリ向フ三箇年

平民當時平壤南門通三丁目居住無職業

韓國釜山理事廳理事官ハ左記ノ者ニ對シ明治二十九年法律第八十號清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法第一條ニ依リ頭書ノ期間韓國在留禁止ノ命令ヲ發セリ

熊本縣飽本市米屋町三丁目番地不詳平民當　市川　榮吉　二十九年

時釜山絕影島東部二十七番戶在住無職業

長崎縣南高來郡湯崎村字湯崎番地不詳平民當　山下　伊三郎　三十年

時釜山絕影島東部二十七番戶在住無職業

岡山縣兒島郡日比村大字和田二百七十六番地平民　貴吉　久富　三十七年

當時釜山絕影島洲崎二百二十二番戶在住無職業

同

同

○帝國美術學校正科生徒募集

帝國美術學校ハ左記ノ若ク生徒ヲ募集ス

一　入學ノ時期ハ明治四十一年九月ト定ム

一　入學ノ年齢ハ滿十五年以上ノ者トス

一　入學ノ方法ハ左記ノ通リ

第一　入學願書ハ本校所定ノ用紙ニ記入シ履歴書ヲ添ヘ保證人ノ連署ヲ以テ提出スヘシ

第二　入學願書ニハ左ノ手數料ヲ添ヘテ納付スヘシ

入學檢定料　金五拾錢

第三　入學願書ニハ左ノ書類ヲ添ヘテ提出スヘシ

一　戸籍謄本

一　履歴書

一　學業證書

一　身體檢査書

第四　入學願書ニハ保證人ノ連署ヲ以テ提出スヘシ

保證人ハ本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第五　入學願書ハ左ノ期日ニ提出スヘシ

第一期　明治四十一年八月十日ヨリ同月二十日マテ

第二期　明治四十一年十二月十日ヨリ同月二十日マテ

第六　入學願書ヲ提出シタル者ニハ入學檢定ノ日時ヲ通知スヘシ

第七　入學檢定ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一　國語及漢文

一　數學

一　地理及歷史

一　理科

一　圖畫

一　體操

第八　入學檢定ノ結果ハ本人ニ通知スヘシ

第九　入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日ニ入學金ヲ納ムヘシ

入學金ハ金壹圓トス

第十　入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日ニ入學セサルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十一　入學ヲ許可セラレタル者ハ入學ノ際保證人ヨリ誓約書ヲ差出スヘシ

第十二　入學ヲ許可セラレタル者ハ入學ノ際校則ヲ遵守スヘキ旨ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第十三　入學ヲ許可セラレタル者ハ入學ノ際學費トシテ金拾圓ヲ納ムヘシ

學費ハ授業料金參圓、實習費金參圓、教科書費金四圓トス

第十四　學費ハ一學期ヲ三分シ其ノ初ニ於テ之ヲ納ムヘシ

第十五　學費ハ一旦納入シタルトキハ如何ナル事故アルモ返還セス

第十六　學費ハ納入期日ヲ經過シタルトキハ其ノ期日ヨリ一日ニ付金五錢ノ割合ヲ以テ過怠金ヲ徵收ス

第十七　學費ハ納入期日ヲ經過シ尚ホ二十日ヲ經過スルモ納入セサルトキハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第十八　學費ハ特別ノ事故アル者ニ限リ減免スルコトアルヘシ

第十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第百　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

○帝國美術學校正科生徒募集

帝國美術學校ハ左記ノ若ク生徒ヲ募集ス

一　入學ノ時期ハ明治四十一年九月ト定ム

一　入學ノ年齢ハ滿十五年以上ノ者トス

一　入學ノ方法ハ左記ノ通リ

第一　入學願書ハ本校所定ノ用紙ニ記入シ履歴書ヲ添ヘ保證人ノ連署ヲ以テ提出スヘシ

第二　入學願書ニハ左ノ手數料ヲ添ヘテ納付スヘシ

入學檢定料　金五拾錢

第三　入學願書ニハ左ノ書類ヲ添ヘテ提出スヘシ

一　戸籍謄本

一　履歴書

一　學業證書

一　身體檢査書

第四　入學願書ニハ保證人ノ連署ヲ以テ提出スヘシ

保證人ハ本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第五　入學願書ハ左ノ期日ニ提出スヘシ

第一期　明治四十一年八月十日ヨリ同月二十日マテ

第二期　明治四十一年十二月十日ヨリ同月二十日マテ

第六　入學願書ヲ提出シタル者ニハ入學檢定ノ日時ヲ通知スヘシ

第七　入學檢定ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一　國語及漢文

一　數學

一　地理及歷史

一　理科

一　圖畫

一　體操

第八　入學檢定ノ結果ハ本人ニ通知スヘシ

第九　入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日ニ入學金ヲ納ムヘシ

入學金ハ金壹圓トス

第十　入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日ニ入學セサルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十一　入學ヲ許可セラレタル者ハ入學ノ際保證人ヨリ誓約書ヲ差出スヘシ

第十二　入學ヲ許可セラレタル者ハ入學ノ際校則ヲ遵守スヘキ旨ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第十三　入學ヲ許可セラレタル者ハ入學ノ際學費トシテ金拾圓ヲ納ムヘシ

學費ハ授業料金參圓、實習費金參圓、教科書費金四圓トス

第十四　學費ハ一學期ヲ三分シ其ノ初ニ於テ之ヲ納ムヘシ

第十五　學費ハ一旦納入シタルトキハ如何ナル事故アルモ返還セス

第十六　學費ハ納入期日ヲ經過シタルトキハ其ノ期日ヨリ一日ニ付金五錢ノ割合ヲ以テ過怠金ヲ徵收ス

第十七　學費ハ納入期日ヲ經過シ尚ホ二十日ヲ經過スルモ納入セサルトキハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第十八　學費ハ特別ノ事故アル者ニ限リ減免スルコトアルヘシ

第十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第二十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第三十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第四十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第五十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第六十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第七十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第八十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十一　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十二　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十三　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十四　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十五　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十六　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十七　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十八　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第九十九　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第百　本校ニ於テ實習ノ爲メ製作シタル物品ハ賣却スルコトアルヘシ

第7484号　本文

本文

第7484号

○船舶出入數

横濱港ニ於ケル本年四月中ノ船舶出入數

○船舶噸數請慶業

○在外公館報告

○香港傳染病病況

○廣告

○官報等代價前納方注意

○天氣概況

○觀象

○土地收用公告

○地震

○暴風北ノ風報告

○全國天氣概略

○全國氣象

第7484号　本文

○賜金辭令書拜受者居所不明

左記ノ者ニ對シ明治三十七八年戰役中廣島豫備病院ニ在勤中ノ勤勞ニ依リ慰勞金ヲ賜與セラレタル處居所不明ノタメ辭令書ヲ交付シ能ハサルニ付キ各本人若クハ其遺族其他心當ノ者ハ至急當院ニ申出ツヘシ

元看病人　隱岐宗欽
元看病人　彰井松之助
元厨夫　番井喜平
元筆工　伊藤若太郎
元看病人　木原政忠
元厨夫　市田久之助
元看病人　森木藤次
元看病人　鳥井紋吉
元看病人　永井正二
元看病人　鵜原信次郎
元看病人　藤原源之助
元看病人　中道虎次郎
元看病人　中村竹次郎
元雇員　山脇益太郎
元看病人　野村國吉

明治四十一年六月　廣島衛戍病院

○裁判所書記登用試驗及第者

當地方裁判所ニ於テ擧行ノ裁判所書記登用試驗ニ及第セシ者左ノ如シ

明治四十一年六月　福岡地方裁判所
裁判所書記登用試驗委員長　早田綱之助

熊本縣平民　佐藤龜清
島根縣平民　猤傳
福岡縣士族　吉谷川字市
長崎縣士族　稻澤蕃藏
大分縣平民　豐田寅次
福岡縣平民　菊池德次郎
東京府士族　本城政次郎
佐賀縣平民　山崎元次
福岡縣平民　牛島重作
福岡縣平民　和智惣吉
福岡縣士族　今井艮雄
福岡縣士族　郡　誠
佐賀縣平民　瀨戸口勝一
福岡縣平民　柴田民之助
山口縣平民　千々松定亮
熊本縣平民　船津貞數
熊本縣平民　畑　淺五郎
大分縣平民　渡邊政太郎
福岡縣平民　八尋德之進
佐賀縣平民　西村勝次
熊本縣平民　水元恒八
福岡縣平民　天野忠雄
熊本縣平民　八木喜八
愛媛縣士族　澤田經久
熊本縣平民　黑木一二
福岡縣平民　今橋朝次郎
佐賀縣平民　納富儀一
福岡縣平民　太田　久
廣島縣平民　伊藤爲市
岡山縣士族　吉村石一
熊本縣士族　村松　肇
佐賀縣士族　末次孝二郎
福岡縣平民　今村義生
福岡縣士族　林　盛敏
長崎縣士族　山本　傳
佐賀縣平民　酒見虎一
熊本縣平民　渡邊政司
福岡縣平民　重松傳治
佐賀縣平民　伊藤文市
熊本縣平民　清田一郎
香川縣平民　平石照治郎
愛知縣平民　山田長次郎
長崎縣士族　林田辰之助
熊本縣平民　深水郡次
福岡縣平民　日高正光

○醫術開業試驗及第者

東京ニ於テ施行シタル本年第一回醫術開業後期竝ニ齒科試驗ニ及第シ本月五日委員長ヨリ及第證書ヲ授與セシ者左ノ如シ

明治四十一年六月

後期
山形縣平民　加藤政之助
愛知縣平民　高須いま
兵庫縣平民　中川だい

齒科
茨城縣平民　小倉總造
長野縣平民　巻口祐四郎

文部省

岡山縣平民　長谷川龍二
茨城縣平民　堤　眞助
千葉縣平民　羽生長一郎

○醫術開業試驗合格者

本年第一回醫術開業後期竝ニ齒科受驗者中本月五日委員長ヨリ學說合格承認書ヲ授與セシ者左ノ如シ

明治四十一年六月

後期
東京
山形縣平民　星川長之助
大分縣士族　田中孫七
東京府平民　藏田鍋藏
佐賀縣平民　今村豐八
埼玉縣平民　島田清平
栃木縣士族　一色　仁
岡山縣士族　服部不二彥
茨城縣平民　細野文雄
愛知縣平民　森下貫一
山口縣平民　高光萬作
鳥取縣平民　三島百吉
香川縣平民　岩崎廣一
愛知縣平民　齋田甚太郎
千葉縣平民　小幡房治郎
青森縣平民　西川文夫

文部省

靜岡縣平民　鈴木羨三
埼玉縣平民　中澤　嚴
大分縣平民　緒方　均
鹿兒島縣士族　大山道明
長野縣平民　椎名眞積
千葉縣平民　角田郁二
新潟縣平民　內山　樂
愛媛縣平民　武智誠藏
茨城縣平民　舘　壽彥
神奈川縣士族　土方廉治
富山縣平民　片桐壽美
宮崎縣平民　菊池エイ
佐賀縣平民　諸石トキ
巖手縣士族　土岐ミヤ
千葉
秋田縣平民　高橋五男也
愛知
岐阜縣平民　三好與三郎
山梨
山梨縣平民　小澤喜雄

齒科
東京
靜岡縣平民　大橋大染
愛知縣平民　松本　彰
大阪府平民　柳生藤太郎
山梨縣平民　保坂　直
山梨縣平民　堀內　茂
岡山縣平民　國米熊太郎
愛知縣平民　永田隆治
千葉縣平民　前田隆治
長崎縣士族　秋山榮造
東京府平民　杉浦房吉
滋賀縣平民　岡田　滿
新潟
愛知縣平民　龜島純三
埼玉
埼玉縣平民　倉林廣三郎
山形
山形縣平民　長崎喜見造

○免狀亡失

第三七一八號　獸醫免狀　一枚
第四六五五號　蹄鐵工免狀　一枚
但シ明治三十七年十一月九日鹿兒島縣平民松元松彥ヘ下付ノ分

右孰モ紛失ノ旨届出ニ因リ無效トス

明治四十一年六月

農商務省

○講習生募集

東京蠶業講習所ニ於テ養蠶講習科本科（男生）二十人、製絲講習科本科（男生）二十人、製絲講習科本科（女生）十八人、製絲講習科別科（女生）四十八人、京都蠶業講習所ニ於テ養蠶講習科本科（男生）二十八人ヲ募集ス志願者ハ左記事項了知ノ上來ル七月十日マテニ履歷書及身體檢査證ヲ添ヘ地方廳ヲ經由シ志願ノ蠶業講習所長ニ宛テ願書ヲ差出スヘシ但シ男生ハ本年一月以降ニ於テ單身ニテ脫帽撮影シタル手札形以上ノ寫眞一葉ヲ添付スヘシ

明治四十一年六月

東京府北豐島郡西ヶ原　東京蠶業講習所
京都府葛野郡衣笠村　京都蠶業講習所

一　入學志願者ハ品行方正ニシテ在學中家事ノ係累ナク入學志願者身體檢査規定ニ合格スヘキ者ニシテ左ノ資格ヲ有スル者タルヘシ

養蠶講習科本科、製絲講習科本科（男生）
一　滿十七年以上ノ者
二　中學卒業若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

製絲講習科本科（女生）
一　滿十八年以上ノ者
二　二箇年以上製絲ニ從事シタル者
三　高等小學卒業若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

製絲講習科別科
一　滿二十年以上ノ者
二　三箇年以上製絲ニ從事シ優等工女タリシ者
三　尋常小學卒業若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

二　入學志願者ハ身體強壯ニシテ左ノ各項ニ該當セサル者タルヘシ

イ　結核、咯血、癲狂、癲癇、癩病、梅毒、傳染性皮膚病其他傳染性疾患アル者又ハ心臟肺臟肋膜ノ著シキ疾患肋膜炎後ノ障害甚シキ者其他働作ニ堪ヘサル疾患アル者
ロ　發育不完全ニシテ薄弱ナル者、高度ノ脂肪肥滿ナル者、四肢ノ著シキ彎曲、若クハ不同又ハ甚シク筋肉薄弱ナル者、手指ノ缺損若クハ畸形ナル者、下肢靜脈ノ怒張著シキ者又ハ動靜脈瘤等總テ動作ニ堪ヘサル者
ハ　精神ノ異狀、言語障害又ハ甚シキ吶吃アル者
ニ　片眼若クハ兩眼ノ視力妨アル者又ハ色盲アル者但シ養蠶講習科ニ在リテハ眼鏡ヲ用ヒテ其視力ヲ調節シ得ル者、製絲講習科ニ在リテハ　スネルレン氏ノ視力表ノ三十號（九號）ヲ二十呎（六「メートル」）ノ距離ニ於テ明視シ得ル者ハ此限ニアラス
ホ　片耳若クハ兩耳ノ聾又ハ低聲ヲ聽取シ難キ者

三　入學試驗ハ養蠶講習科本科製絲講習科本科（男生）ニ在リテハ本年八月十二、十三、十四ノ三日間製絲講習科本科（女生）竝ニ別科ニ在リテハ同月十二日東京蠶業講習所又ハ京都蠶業講習所ニ於テ之ヲ執行ス其科目左ノ如シ但シ入學志願者ノ願ニ依リ男生ハ地方廳（東京府京都府廳ヲ除ク）、女生ハ地方廳又ハ郡市役所ニ於テ之ヲ執行ス

入學試驗科目

養蠶講習科本科
一　數學（算術、代數、幾何學）
二　動物學
三　植物學
四　物理學
五　無機化學
六　地理（日本地理、外國地理）
七　作文
八　英語（英文和譯、和文英譯、文法）

製絲講習科本科（男生）
一　算術
二　代數及幾何學
三　物理學
四　無機化學
五　地理（日本地理、外國地理）
六　作文
七　英語（英文和譯、和文英譯、文法）

製絲講習科本科（女生）
一　算術
二　理科
三　作文（假名交リ記事文又ハ往復文）
四　製絲法

製絲講習科別科
一　作文（往復文）
二　製絲法

四　入學願書、履歷書竝ニ身體檢査證左ノ如シ

入學願書（用紙美濃白紙）

某儀蠶業講習所（養蠶講習科本科、製絲講習科本科又ハ別科）入學志願ニ付何々蠶業講習所又ハ何道廳府縣廳郡市役所ニ於テ試驗ノ上御許可相成度別紙履歷書、身體檢査證（及寫眞）相添ヘ此段相願候也

年　月　日　住所　何　某　印

東京／京都蠶業講習所長某殿

履歷書（用紙美濃白紙）

本籍
寄留
族籍（戸主又ハ戸主トノ續柄）
何　某　何年何月日生

一　何年何月ヨリ何年何月迄何學校ニ於テ若ハ何某ニ就テ何學修業
一　何年何月何學校ニ於テ第何年ノ課程修業或ハ全科卒業
一　何年何月ヨリ何所ニ於テ（養蠶／製絲）ヲ修得シ或ハ何年何月ヨリ何年何月迄何所ニ於テ（養蠶／製絲）實業ニ從事ス
一　何年何月何々ニ就テ賞又ハ罰

右ノ通リ相違無之候也

年　月　日　住所　右　何　某　印

身體檢査證

住所　何　某　何年何月日生

右精細檢査候處蠶業講習所講習規程第十二條ニ該當スル者ト診斷候也

年　月　日　住所　醫師　何　某　印

（注意）本科男生ニ對シテハ徵兵猶豫ノ特典アリ「講習規程及入學志願者心得」要望ノ者ハ郵券二錢封入ノ上申出ツヘシ

○證書無效

第一〇五九一號　汽船五島丸船舶國籍證書
第七四六號　同甲種船舶檢査證書

右所在不明ノ旨届出ニ依リ無效トス

明治四十一年六月

所有者　海廣二三郎

遞信省

○貯金通帳亡失及盜難

左記貯金通帳亡失及盜難ニ罹リタルニ付キ若シ其所在ヲ發見シタル者ハ速ニ最寄郵便貯金取扱局所ニ届出ツヘシ

明治四十一年六月

郵便爲替貯金管理所

記番號	號	交付局所名	預ケ入氏名
いた	二七八〇一	武藏　神田	小野瀨政枝子
いいあ	二七七四	同　日本橋蠣殼町	羽生茂與
いろひ	一三一六	同　深川西町	八重田常吉
いはい	三一	同　神田三崎町	林　豐吉
同	三二	同	同　福松
同	一八〇五	同	川島利平
ゆつ	八一六	甲斐　切石	望月由松
ゆいす	七九四	同　島澤	小俣三千屋
きり	六五六一	上野　伊勢崎	笠原孝敬
けろ	五〇七〇	羽後　能代	田中吉十郎
らはめ	一六五一	根室　根室	淺野彥三
しはな	一一	陸前　大澤	今野のふ
しいは	四五五	同　槻ノ木	國井伊勢治
をいな	八四四	上總　大原	岩瀨せき
をいむ	一八八九ノ二	郵便爲替貯金管理所	柴崎たか
りろゆ	六三一	相模　浦賀大津	渡邊喜太郎
りいそ	四七六八	武藏　川崎	淺見勘五郎
ねいし	六三四	越後　荒澤	熊倉善次郎
ねゐほ	二〇九	同　間瀨	德田不松
ねそ	五六〇〇	同　直江津	麗　瑞男
同	五八七七	同	同　ハツ
同	七八二八	同	同　純侃
むにれ	一一五九	信濃　柏矢	臼井純雄
同	一二六二	同	同　純汲
むゐい	九〇	同　長野旭	增村好郎
同	七二	同	中野戒三
むい	一五一〇六	同　長野	宮坂浦太
同	一五九〇七	同	宮澤一基道
同	一五八二一	同	田中清治郎
同	一五四三九	同	星野鑛太郎
同	一五一九六	同	堀江忠也
同	一五二〇三	同	早川繁夫
同	一七六七三	同	和田千代治
同	一七五六七	同	一志金平
同	一五一九二	同	岩下鐵之助
同	一五一〇九	同	有澤善實
同	一六二六一	同	長崎治郎
おわ	一八一四〇	郵便爲替貯金管理所	武山純造
やる	四〇五〇	紀伊　尾鷲	田中成助
めいて	八五七	遠江　熊村	市川幸平
めはれ	四二五	駿河　宇布見	中村　清
たふ	六二六ノ二	郵便爲替貯金管理所	佐藤勇助
あこ	三五四四	武藏　小鹿野	前田滿子
みはけ	二二〇四	羽後　酒田荒町	岡部與七
同	一七〇	同	同　友吉
れま	一五八五	美濃　土岐	安藤音吉
ゑいく	一七四	陸中　盛岡材木町	野川初太郎
ゑいた	五八二	同　米里	家子仁三郎
れろ	一〇七〇〇	美濃　大垣	渡邊笹市
いか	四一八〇八	武藏　小石川	竹鼻房吉
いた	二八〇九九	同　神田	林　泰造
おい	一八七六〇	郵便爲替貯金管理所	飯島勇次
りろは	一六二五	武藏　横濱內田町	板橋正美
たには	八二〇	岩代　笈川	同　人
めふ	二四九五	遠江　氣賀	廣澤つね
府いち	一三一三	臺灣　蕃薯寮	廻谷安吉
府いむ	九〇〇	同　阿公店	同　ヨシ
府に	一三三一	同　臺中	唐木元治郎
府は	一〇〇九二	同　基隆	大島眞太郎
ろあ	七八八八	武藏　京橋銀座	小笠原昌次
にれ	二五八九	同　下谷谷中三崎町	鹽崎喜一
はの	三三九〇	同　牛込榎町	加藤松太郎
はに	五九八	同　下谷北大門町	玉城隆吉
いはよ	二八五九	同　淀橋	鈴木フデ
いはた	一八六七	同　牛込北町	岩井龜太郎
いはま	三一九	同　檜原	長田代吉
いはや	四九八	伊豆　八丈島	奥山辰喜
いろや	一一六七	武藏　京橋鍛冶橋	大塚祐太郎
いいび	四一〇五	同　青山	片岡幸吉
いにく	一七三九	同　本郷駒込東片町	松本東作
きち	四〇七三	上野　館林	平田　勉
きいい	三六三	同　長野原	山口ふじ
きい	一二八五六	同　前橋	小林好三郎
きゆ	一七〇一	同　大胡	松村喜代美
きぬ	二三八七	同　倉ヶ野	山口さの
れろれ	二〇一七	常陸　堅倉	井坂ちよ
れぬ	三三四二	同　筑波谷田部	嚴巢まち
れほ	七〇六	同　太田	中村初之助
れはよ	二三八	同　高濱	海老坪光之助
れいね	二八五八	同　小川	大場與四郎
らき	二八八	根室　標津	名井正治
らる	一〇〇九〇	渡島　函館西川	山下幸雄
らし	二二	同　上磯	木村平七
らとぬ	一六三	日高　市父	井川幸平
じろに	三二八	陸前　細倉	橋口庄作
しろぬ	三〇四	同　宮崎	三島みさの
りはた	四八	武藏　横濱山元町	百井福太郎
しろこ	二九九	陸前　蒲生	花淵喜三郎
りろな	一〇八二	武藏　横濱吉岡	本間さを
むは	一六五〇〇	信濃　上田	宇野素一郎
むはよ	一四〇五	同　大屋	尾崎きちを
むにあ	三一二	同　瀨澤	久保由作
むにこ	七三二	同　長野櫻枝	楠　慶治
おわ	三六二六	郵便爲替貯金管理所	杉浦竹治郎
わにの	二〇〇	三河　大和田	島　勝三郎
やいり	三四三	伊勢　南大社	清水甚九郎
やいけ	三一一	紀伊　引本	櫻井なミヒ
やら	三一七一	伊勢　關	前田まう
やち	七五八九	伊賀　上野	澤井八十吉
めいめ	八四五ノ二	郵便爲替貯金管理所	堂森實藏
たろ	四五九六ノ二	同	鈴木祐孝
同	三〇〇九	磐城　白河	村尾伊太郎
たいね	一〇六六	岩代　闕津	同　雪子
同	九九二	同	同　ハツ
たは	六三八二	磐城　三春	鈴木ナカ
たはる	一四九五	岩代　若松融通寺町	五十嵐サク
こいせ	八四	陸奥　島木	野呂孫四郎
あの	三四五三	武藏　越ヶ谷	原瀨はな
こい	一六七九六	陸奥　青森	和田永太郎
みはし	六〇七	羽後　本橋	北村時惠
ゑいた	六二八	陸中　米里	菊池深藏
ゑいや	六八	同　大野	長內つる
ゑいゐ	三一〇	陸前　世田米	佐々木藤平
ゑいた	五五二	陸中　米里	菊池庄右衛門
ろぬ	二四九四	武藏　芝濱松町	栗屋七七七
にき	二三四七ノ二	郵便爲替貯金管理所	山藤元吉
いそ	三四五八三	武藏　淺草	子安倉吉

第7484号　本文

第7484号 本文

（備考）一内ノ記號番號ハ舊記號番號ナリ

○證券保管通帳亡失

左記證券保管通帳亡失ニ付キ自今無效トス但シ其所在ヲ發見シタルトキハ速ニ郵便爲替貯金管理所ニ通報スヘシ

記番號	預ケ人氏名
恩よ 一五六五七	奥田 峰之助
恩そ 九〇〇二	小林儀左衞門
恩あ 一四八〇五	武藤 武
恩清 四二六	中島 休太郎
六二七一	近藤 男三女

明治四十一年六月　郵便爲替貯金管理所

○口座脱退

左記ノ者ヨリ郵便振替貯金口座脱退ノ請求アリ

番號	住所	氏名
一一八二五	東京市深川區佐賀町一丁目二十番地	青木商會 青木 六郎
九四四三	下關市東南部町五番地	齋藤 七郎
一三〇七二	兵庫縣明石町ノ内中町二十九番屋敷	郵便ニ依ル消費組合理事 縄本 百太郎

明治四十一年六月　郵便爲替貯金管理所

訂正　本月六日掲載本項中「稻田正右衞門」ハ「稻田正右エ門」ノ誤ニ付キ訂正ス

○免狀亡失

第四號　乙種一等狩獵免狀(紛失)　佐世保市萬津町三十七番地士族農　山縣 猛彦

第一四〇五號　乙種三等狩獵免狀(行衞不明)　佐世保市赤崎免千六百十番地平民農　西山 源太郎

右執モ屆出テタリ

明治四十一年六月　長崎縣

第一二六號　乙種三等狩獵免狀　長生郡一ツ松村士族　牟田 正彦

右紛失ノ旨屆出テタリ

明治四十一年六月　千葉縣

○商業登記

帝國天津在留民會

一、會長ノ選舉ニ關スル件
一、會則改正ニ關スル件
一、會計ニ關スル件
一、其他ノ件

右ノ通リ臨時總會ヲ開キ候ニ付會員ハ來ル十一日午後一時ヨリ會場ニ參集セラレ度此段通知ス

明治四十一年六月九日

帝國天津在留民會

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

株式會社天津出張所

一、本店ノ所在場所
一、目的及營業ノ種類
一、資本ノ總額及一株ノ金額
一、株金ノ拂込ノ方法及時期
一、株券ニ關スル事項
一、株主名簿ニ關スル事項
一、株主總會ニ關スル事項
一、營業年度及決算ノ方法
一、利益配當ニ關スル事項
一、解散ニ關スル事項
一、公告ノ方法
一、支店ニ關スル事項
一、其他ノ事項

右ノ通リ定款ヲ變更シ登記ヲ申請ス

明治四十一年六月九日

天津出張所

第7484号　本文

第7484号 本文

○産業組合登記

産業組合登記簿第五號
有限責任岩間生産組合登記事項中理事監事滿期改選ニ因リ左記ノ者當選就任ス
理事　茨城縣西茨城郡岩間村大字岩間下郷四千四百三十九番地ノ五　渡邊　正紀
理事　同縣同郡同村大字同六十四番地　齊藤　留吉
理事　同縣同郡同村大字泉六十六番地　矢口　國松
監事　同縣同郡同村大字岩間下郷六番地　小沼　三郎
監事　同縣同郡同村大字同五百五十七番地　鈴木彦太郎
右明治四十一年六月三日登記
水戸區裁判所宍戸出張所

産業組合設立　名稱有限責任甲斐信用購買組合　組織有限責任　事務所南葛城郡葛城村大字僧堂六十九番地　目的組合員ノ産業ヲ發達セシメンカ爲資金ノ貸附ト勤儉ノ美風ヲ養フ爲貯金ノ便宜ヲ得セシメ農事及生計ニ必要ナル物品ヲ購買シテ之ヲ組合員ヘ賣却スルコト　設立許可ノ年月日明治四十一年五月十六日　出資一口ノ金額金十五圓　出資拂込ノ方法第一回金一圓五十錢拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルノ外明治四十一年十一月末日金二圓五十錢同四十二年十一月末日及同四十三年十一月末日各金三圓七十錢同四十四年十一月末日拂込未濟額全部　理事ノ氏名住所南葛城郡葛城村大字僧堂六十九番地木村宗八郎同所七十二番地木村宗造同所十四番屋敷臨若金藏　監事ノ氏名住所南葛城郡葛城村大字僧堂六十九番地木村宗八　存立ノ時期設立許可ノ日ヨリ向フ二十箇年
右明治四十一年六月四日登記
高田區裁判所御所出張所

無限責任木村信用組合設立登記　名稱無限責任木村信用組合　組織無限責任　事務所兵庫縣加古郡鳩里村ノ內木村六十三番屋敷　目的組合員ニ産業上必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト　設立許可ノ年月日明治四十一年五月二十一日　出資一口ノ金額金五圓　出資拂込ノ方法第一回拂込後ハ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツルモノヽ外組合員ハ左ノ各號ノ一ニ依リ出資拂込ヲ爲スコトヲ得、一、出資各口ニ付毎年一月及六月末金五十錢以上宛拂込ムコト、二、第一回拂込後一箇年以內ニ全額ヲ拂込ムコト　理事ノ氏名住所、兵庫縣加古郡鳩里村ノ內木村六十三番屋敷中崎常次郎、同村六十六番屋敷元武字藏、同村四百二十二番地岡田藤次郎　監事ノ氏名住所、同村三十五番屋敷松下惣吉　存立ノ時期、設立許可ノ日ヨリ滿三十箇年
右明治四十一年六月四日登記
姫路區裁判所加古川出張所

有限責任近江蠶絲販賣組合ハ明治四十一年六月三日總會ノ決議ニ依リ事務所ヲ滋賀縣坂田郡長濱町大字西本四番地ニ移轉セリ
右明治四十一年六月四日登記
長濱區裁判所

無限責任揖屋村信用組合登記事項ノ變更
一理事周藤米次郎ハ明治四十一年四月十一日死亡セリ
右明治四十一年六月三日登記
松江區裁判所

無限責任下波佐見陶磁器業信用組合登記事項中明治四十一年六月三日左ノ通變更登記ス
一理事及監事任期滿了ニ付明治四十一年五月十八日組合總會ニ於テ左記ノ者ヲ選任ス
一理事ノ住所氏名
長崎縣東彼杵郡下波佐見村三十五番戸　松尾慶太郎
同縣同郡同村七十番戸　小柳多五郎
同縣同郡同村十三番戸　福田彌左衞門
同縣同郡同村五十一番戸第一號　福田菊次郎
一監事ノ住所氏名
同縣同郡同村四十五番戸　朝長藤太郎
同縣同郡同村四十七番戸第二號　福田伊三郎
右公告ス
大村區裁判所川棚出張所

登記番號第四號　名稱無限責任片白信用及購買販賣組合　組織無限責任　事務所杵島郡橘村大字片白九十四番地　目的組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ竝ニ貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト組合員ノ農業及生計ニ必要ナル物品ヲ購買シテ組合員ニ賣却スルコト組合員ノ委託ヲ受ケ其生産物ヲ販賣スルコト　設立許可ノ年月日明治四十一年五月十五日　出資一口ノ金額金五圓　出資拂込ノ方法第一回設立許可ノ際金二圓第二回明治四十一年十一月三十日金二圓第三回明治四十二年二月二十八日金一圓　理事ノ氏名住所杵島郡橘村大字片白九十四番地松尾榮太郎同郡同村大字同九千四百二十七番地峰松虎五郎同郡同村大字同百四十九番地藤崎卯八同郡同村大字同九千七十七番地山崎喜作同郡同村大字同百九十二番地尾崎嘉七同郡同村大字同二百二十六番地田崎庄藏　監事ノ氏名住所杵島郡橘村大字片白九千四百八十三番地山口佐七同郡同村大字同百一番地川崎秀作同郡同村大字同百二十六番地藤崎末吉同郡同村大字同百五十一番地淵彌八同郡同村大字同二百二番地林田多七同郡同村大字同二百二十番地鳥越伴三郎　存立ノ時期明治五十一年五月十四日迄
右明治四十一年六月二日登記
武雄區裁判所

有限責任宮崎縣林産物販賣組合設立登記　名稱有限責任宮崎縣林産物販賣組合　組織有限責任　事務所宮崎郡宮崎町大字上野町百四十五番戸　目的組合員ノ委託ヲ受ケ其生産シタル林産物ヲ販賣ス　設立許可ノ年月日明治四十一年五月二十七日　出資一口ノ金額金五十圓　出資拂込ノ方法第一回拂込ハ各口金十圓トス第一回拂込後ハ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツルモノヽ外毎年二月末各口ニ付金五圓以上拂込ムモノトス　理事ノ氏名住所宮崎郡宮崎町大字上野町百四十四番戸水間此農夫同郡同町同大字百七十四番戸長峰伊作南那珂郡飫肥大字本町三十六番戸高橋源次郎　監事ノ氏名住所宮崎郡清武村大字木原二百三十番戸崎田儀作同郡宮崎町大字川原町四十六番戸山口雄藏
右明治四十一年六月一日登記
宮崎區裁判所

産業組合設立登記
一名稱　無限責任古舘信用組合
一組織　無限責任
一事務所　巖手縣紫波郡古舘村大字高水寺二地割五十二番ノ二ノ二地
一目的　組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸附シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルニアリ
一設立許可ノ年月日　明治四十年九月十九日
一出資一口ノ金額　金十圓
一出資拂込ノ方法　第一回拂込金額ハ一口ニ付金一圓トシ第一回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノヽ外出資各口ニ付毎年一月三月九月十一月各末日ニ金一圓宛拂込ムモノトス
一理事ノ氏名住所　巖手縣紫波郡古舘村大字中島十四番戸　水木　仁藏
同縣同郡同村大字高水寺八十一番地　中野　祖源
同縣同郡同村大字陣ケ岡二番戸　水本久太郎
一監事ノ氏名住所　巖手縣紫波郡古舘村大字中島十七番戸　長谷川寅藏
一存立時期　設立許可ノ日ヨリ滿十五箇年
明治四十一年六月四日登記
盛岡區裁判所郡山出張所

産業組合登記簿第二冊第十二號
名稱　無限責任野澤信用組合　組織　無限責任　事務所　青森縣東津輕郡高田村大字野澤字澤部百十二番地　目的組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト　設立許可ノ年月日　明治四十一年四月十八日　出資一口ノ金額　金十圓　出資拂込ノ方法　出資第一回拂込金額ハ一口ニ付金一圓第一回拂込後ハ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外組合員ハ左ノ各號ノ一ニヨリ出資拂込ヲナスモノトス　一、出資各口ニ付毎月末金二十錢以上拂込ムコト　二、出資各口ニ付毎年一月末及六月末金一圓以上宛拂込ムコト　三、第一回拂込後一箇年以內ニ全額ヲ拂込ムコト　理事ノ氏名住所青森縣東津輕郡高田村大字野澤字澤部百六十九番地新山直作同縣同郡同村同大字十七番戸新山久次郎同所三十九番戸新山八太郎　監事ノ氏名住所同所二十六番戸新山伴次郎同所三十七番戸新山專藏同所字澤部百十二番地金芳三郎　存立ノ時期十箇年
右明治四十一年六月三日登記
青森區裁判所

○禁治産宣告

高知縣安藝郡野根村丙千七百九十五番地士族無業　安岡　尙久
明治二十一年一月十一日生
右ハ同居母熊ノ申立ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
明治四十一年六月三日
安藝區裁判所
判事　宮地直親

○準禁治産宣告

大阪府北河內郡星田村四百四十二番屋敷　中川丑太郎
右ニ對シ準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
明治四十一年五月三十日
大阪區裁判所
判事　五十嵐鞆四郎

愛知縣東加茂郡旭村大字日下部三十一番戸平民農　松井林重郎
明治四年十二月八日生
右ノ者ニ對シ其弟中澤金光ノ申立ニ因リ浪費者ト認メ準禁治産ヲ宣告シタリ
明治四十一年六月五日
岡崎區裁判所
判事　松浦久彦

○公示催告

東京市淺草區北東仲町一番地
申立人　寶田　靜松
一株式會社日本勸業銀行發行第二十二回勸業債券二十圓券五枚
但シ
ら號第一五八三八號　同號第一五八四〇號
同號第一五八三九號　同號第一五八四一號
同號第一五八四二號
但シ各明治四十一年四月渡以降利札付
右勸業債券ニ付キ前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其所持人ハ明治四十一年十二月二十日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ届出テ且ツ右勸業債券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ其無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
明治四十一年五月四日
東京區裁判所
判事　岡本武尙

群馬縣勢多郡黑保根村大字上田澤村三十八番地附籍戸主平民
被相續人　新井　コウ
弘化三年十月四日生
右ノ者明治三十三年二月二十三日死亡シ其相續人分明ナラサルニ依リ一切ノ相續債權者及受遺者ハ明治四十一年七月三十一日マテニ請求ノ申出ヲ爲スヘク若シ其期間內ニ申出ナキトキハ其債權ハ淸算ヨリ除斥ス
右民法第千五十七條ニ依リ公告ス
明治四十一年六月一日
群馬縣勢多郡黑保根村大字水沼村二十三番地公吏
右相續財産管理人　星野耕作

○失踪宣告

千葉縣安房郡白濱村白濱七千百九十七番地平民漁業
不在者　木村　定治
明治十九年十一月二十一日生
右ニ對シ妹木村ぬゐノ申立ニ因リ當區裁判所ハ明治四十一年五月三十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
明治四十一年五月三十日
北條區裁判所
判事　佐瀨銈四郎

福井縣坂井郡三國町平木百二番地平民
不在者　池見松五郎
天保十一年十月三日生
右ニ對シ利害關係人池見周次ノ申立ニ因リ明治四十一年六月一日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
明治四十一年六月三日
福井區裁判所
判事　丸山七孝

富山縣上新川郡東岩瀨町大字東岩瀨町十四番地戸主平民舟乘業
不在者　綱谷德次郎
明治六年十一月十三日生
右ノ者ニ對シ妻綱谷ハツノ申立ニ因リ失踪者ト宣告シタリ
明治四十一年六月三日
富山區裁判所
判事　長瀨健藏

明治四十年(チ)第三號失踪宣告長崎縣佐世保市福田町三番地平民職業不詳橋口光夫母不在者橋口ムメ明治二年八月二十五日生右ニ對シ利害關係人橋口光夫ノ申立ニ因リ當裁判所ハ明治四十一年五月三十一日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
明治四十一年五月三十一日
佐世保區裁判所
判事　松岡一輝

鹿兒島縣日置郡東市來村伊作田二百二十八番戸平民
不在者　若山　淸吉
明治十七年一月十五日生
右ニ對シ明治四十一年五月三十日當區裁判所ハ其兄若山淸太郎ノ申立ニ依リ失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
明治四十一年五月三十日
水引區裁判所
判事　長野祐之

○華族世襲財産

公爵毛利元昭所有
山口縣厚狹郡厚南村ノ內
一田畦畔共合段別三段五畝二十二歩
右世襲財産ト爲シタキ旨願出テタル趣宮內大臣ヨリ達セラル依テ該財産ニ對シ故障アル者又ハ地券等承合シタキ者ハ來ル七月十三日マテニ當廳ニ申出ツヘシ
明治四十一年六月六日
山口縣

○行旅死亡人

原籍地不詳氏名木村多次郎又ハ濱次郎
推定年齡四十七歲位
入相　一身長五尺一目大ニシテ鋭シ、一耳普通、一鼻大、一顏丸形、一頭髮黑、一鬚黑
著衣　一紺盲縞法被一枚、一「シヤツ」一枚、一黑唐縮三尺一筋、一足袋一足、一麻裏一足
携帶品　一大工道具二十點
但シ本人ハ屢ヽ本村ヲ往來シ大工ヲ業トス
右本月十三日行旅病人トシテ救護中同二十日午後二時死亡ニ付キ村有葬地ヘ假埋葬セリ心當ノ者ハ當役場ニ申立ツヘシ
明治四十一年五月二十五日
長野縣南安曇郡温村役場

○公債證書發見等

一無記名整理公債證書百圓券　ゐ號　貳貳壹八七番　貳貳壹八八番　二枚
右明治三十七年十二月渡以降利札附屬紛失ノ旨官報第六三四八號ヘ廣告ノ處三十九年六月渡以降利札附屬公商人ヨリ買受所有ノ旨届出
一無記名整理公債證書五拾圓券　ゐ號　參參六番　一枚
右明治三十九年六月渡以降利札附屬紛失ノ旨官報第六七四四號ヘ廣告ノ處公商人ヨリ買受所有ノ旨届出
一無記名軍事公債證書五拾圓券　ゐ號　壹八五八七番　一枚
右明治三十五年六月渡以降利札附屬紛失ノ旨官報第五六一四號ヘ廣告ノ處裁判ノ結果明治四十年六月渡以降利札附屬所有權確定ノ旨届出

第7484号 本文

一無記名大日本帝國政府五分利公債證書五百圓券　ヲ號　壹六壹五〇番　一枚
右明治三十九年三月渡以降利札附屬紛失ノ旨官報第六八〇九號ヘ廣告ノ處三十九年九月渡以降利札附屬公商人ヨリ買受所有ノ旨屆出

一無記名國庫債券百圓券　ハ號　壹八參壹七六番　一枚
右明治三十九年六月渡以降利札附屬紛失ノ旨官報第六八三一號ヘ廣告ノ處四十年六月渡以降利札附屬公商人ヨリ買受所有ノ旨屆出

一無記名國庫債券五拾圓券　ハ號　貳八七壹四參番　一枚
右明治三十九年六月渡以降利札附屬紛失ノ旨官報第六七八七號ヘ廣告ノ處三十九年十二月渡以降利札附屬公商人ヨリ買受所有ノ旨屆出

一國庫假債券貳拾五圓券　ゐ號　壹八四六〇番　一枚
右紛失ノ旨官報第六八一五號ヘ廣告ノ處今般發見

一無記名國庫債券五拾圓券利札　ハ號　八八六七貳番　四枚
右自明治三十九年六月渡至四十年十二月渡四期分證書附屬紛失ノ旨官報第六七五〇號ヘ廣告ノ處今般發見

一無記名大日本帝國政府五分利公債證書五百圓券利札　ふ號　壹參〇八番　ち號　參四參八番　百圓券利札　ゆ號　自參貳四壹壹番至參貳四壹五番　五拾圓券利札　ゆ號　貳六參五五番　四七九四四番　九枚
右明治三十八年九月渡一期分紛失ノ旨官報第六七六八號ヘ廣告ノ處今般發見

明治四十一年六月九日　日本銀行

○披封保護預證書紛失

一第一八五號　披封保護預證書一枚　但シ大塚三之助殿名義
右紛失ノ旨屆出ニ付キ發見者ハ速ニ當行ニ御通報アリタシ

明治四十一年六月九日

東京市麴町區錢瓶町一番地
株式會社日本興業銀行

正誤

去月二十六日官報附錄本欄除權判決ノ項中高岡區裁判所判事ノ氏名小高寛ハ小野寛ノ誤植

○東京郵便局外國郵便締切時限

明十日橫濱マテ汽車便送同地ヨリ安藝丸ヲ以テビクトリア經由シアトル以遠ヘ差立ノ郵便物ハ左記ノ時刻ニ締切ル

		東京局	市內各局	橫濱局
通常	普通	十日午前十時	十日午前六時半	十日午前十一時半
	書留	同日午前九時半	同上	同日午前十時半
小包		九日午後七時	九日午後五時	
爲替	聯合	十日午前九時	同日午後四時	
	特別	九日正午十二時	同日午前九時半	

（備考）小包ハ合衆國、加拿陀及ポートリコ宛

○同上締切豫告

本月中外國郵便締切豫定日左ノ如シ

一加拿陀經由歐米諸國宛　十一、二十二、三十日頃締切ノ筈
一布哇經由同上　十四、二十九日頃締切ノ筈
一タコマ經由同上　十九、二十四日頃締切ノ筈
一シアトル經由同上　二十四日頃締切ノ筈
一ポートランド經由同上　二十四日頃締切ノ筈
一西伯利經由ノ歐洲諸國及南米（伯剌西爾、亞爾然丁、巴拉圭及烏爾圭）宛ハ每週日、火、金曜日ニ、上海竝ニ印度地方ヘハ每週數回ノ差立アルニ依リ隨時差出ス方速達ヲ得ヘシ

○日本郵船株式會社汽船橫濱出發表

三池丸　明十日未明橫濱出帆荻ノ濱、函館、小樽行（出帆日延）
高砂丸　同日正午十二時橫濱出帆四日市、神戶、門司、仁川、大連、大沽、牛莊行
安藝丸（米國行）　同日午後二時橫濱出帆ビクトリア、シアトル行（歐米各地行通船客切符及通船荷證券ヲ發行ス）
博多丸（歐洲行）　同日正午十二時橫濱出帆本月十三日午前十一時神戶出帆門司、上海、香港、新嘉坡、コロンボ、蘇士、ポートサイド、馬耳塞、倫敦、アントワープ行
民席丸　同日午後二時橫濱出帆八丈島、島島、父島、母島南、中、北硫黃島行（出帆日延）
弘濟丸　明後十一日午前十時橫濱出帆本月十三日午前十時神戶出帆上海行（門司、長崎經由）（橫濱、神戶棧橋繫留）
天津丸　同日正午十二時橫濱出帆四日市、神戶行
土佐丸　同十五日午前十時橫濱出帆同十九日午前十時神戶出帆門司、上海、香港行（米國線復航）
榮城丸　同十七日午後四時橫濱出帆神戶、門司、基隆、安平、打狗行（出帆日延）
日光丸（濠洲行）　同二十七日正午十二時橫濱出帆同三十日午前十時神戶出帆門司、長崎、香港、マニラ、木曜島、タウンスビル、ブリスベーン、シドニー、メルボルン行

○同上神戶等出發表

山口丸　明十日午前十時神戶出帆上海行（門司、長崎經由）（神戶棧橋繫留）
竹島丸　本月十二日午前十時神戶出帆門司、大連、芝罘、大沽、牛莊行
山東丸　同十七日午前十時神戶出帆門司、長崎、釜山、仁川、大連、大沽、牛莊行
神戶丸　同日午前十一時神戶出帆宇品、門司、大連行
淡路丸　同十九日午前十時神戶出帆門司、長崎、芝罘、大沽、牛莊行

臺灣航路

		神戶發正午	門司著	基隆著午前
西京丸	每月	三日	四日	七日
		十八日	十九日	二十二日

右西京丸ハ神戶鐵道棧橋繫留ニ付キ同所ニテ切符購入乘船ノ便アリ

每日　青森發　午後十一時（直航）　函館著　翌朝五時
　　　青森發　午後六時（直航）　室蘭著　翌朝六時

○大阪商船株式會社汽船神戶等出發表

韓國行

筑後川丸　明十日午前十時大阪出帆同日午後三時神戶出帆門司（下關）、釜山、元山、城津、清津行
能登丸　同日午前十時大阪出帆同日午後三時神戶出帆門司（下關）、釜山、木浦、群山、仁川行
基隆丸　本月十二日午後三時大阪出帆翌日午前十時神戶出帆門司（下關）、仁川、鎭南浦、安東縣行
安平丸　同二十一日午前八時大阪出帆同日午後三時神戶出帆宇品、門司（下關）、仁川、鎭南浦、安東縣行

清國行

大智丸　本月十三日午前六時大阪出帆同日午前十時神戶出帆門司、天津行
溫州丸　同日午前六時大阪出帆同日午前十時神戶出帆、門司、芝罘、天津行（白河ヲ遡航シ天津居留地碼頭ニ横付ス）（船客ヲ搭載セス）
大義丸　同日正午十二時大阪出帆翌十四日午前十時神戶出帆門司、大連行
開城丸　同十六日正午十二時大阪出帆翌十七日午前十時神戶出帆門司、大連行
天草丸　同二十日正午十二時大阪出帆翌二十一日午前十時神戶出帆門司、大連行
大信丸　同二十一日午前七時大阪出帆同日午前十時神戶出帆門司、天津行

臺灣行

恒春丸　本月十二日午前八時神戶出帆門司、基隆、安平、打狗行
臺北丸　同十六日午後三時橫濱出帆同十九日正午十二時神戶出帆宇品、門司、長崎、基隆、澎湖島、安平、打狗行
臺南丸　每月八日、二十三日正午十二時神戶出帆門司、基隆行
臺中丸　每月十五日、三十日正午十二時神戶出帆門司、基隆行

浦潮斯德行

鳳山丸　本月十五日午後五時敦賀出帆同十七日浦潮斯德著
木曜日午後二時浦潮斯德出發歐洲行急行列車ニ連絡ス

○附錄　今九日發刊廣告四頁

官報第七千四百八十四號附錄

明治四十一年六月九日

○廣告

○商業登記

株式會社起業銀行登記事項中左ノ如ク變更ス
一監査役西孝春ハ明治四十一年五月二十一日辭任セリ
天龍運輸株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス
一各新株ニ付拂込ミタル株金額ヲ金五十圓ト變更ス
合資會社櫛組登記事項中左ノ如ク變更ス
一本店ヲ明治四十一年六月一日左ノ所ニ移轉ス
東京市麹町區八重洲町一丁目一番地
一社員浦邊襄夫ハ明治四十一年六月一日住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
東京市麹町區八重洲町一丁目一番地
右明治四十一年六月三日登記
東京區裁判所

東京洋紙販賣合資會社登記事項中左ノ如ク追加ス
一解散ノ事由及年月日
總社員ノ四分ノ三以上ノ多數決ニ因リ明治四十一年五月三十日解散ス
一清算人ノ氏名住所
東京市芝區白金猿町二十七番地　富田明次郎
同市京橋區新港町五丁目一番地　三木二郎松
日本商船株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス
一取締役石橋幸助高島高橋ハ明治四十一年五月二十七日退任ス
一監査役松下久治郎ハ同日退任ス
有隣生命保險株式會社登記事項中左ノ如ク變更ス
一監査役左者ハ明治四十一年五月三十日重任ス　井口半兵衛
愛知縣知多郡龜崎町大字龜崎七百九番戸　賴　龍三
京都市下京區新門前通大和大路東入四丁目松原町三十一番戸
東京洋紙販賣合資會社ノ支配人三木二郎松登記事項中左ノ如ク追加ス
一明治四十一年五月三十日解任ス
合資會社登記簿第二一册第一〇一九號
一商號　合資會社日獨商會
一本店　東京市神田區淡路町二丁目四番地
一目的　輸入品販賣竝ニ物品ノ委托販賣
一設立ノ年月日　明治五十一年六月一日
一存立ノ時期　明治五十一年五月三十一日迄
一社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格竝責任
金一千圓　無限　東京市神田區淡路町二丁目四番地　野島常次郎
金二千圓　有限　同市本鄉區向ヶ岡彌生町二番地　安藤源三郎
金一千圓　同　同市神田區駿河臺西江梅町十三番地　清水傳輔
金一千圓　同　同市芝區愛宕下町二丁目二番地　近藤　建一
右明治四十一年六月四日登記
東京區裁判所

合名會社設立登記
一商號　竹内合名會社
一本店　長野縣小縣郡泉田村百六十三番地
一支店　生絲製造生絲繭層物賣買及代理業
一目的　明治四十一年六月一日
一設立ノ年月日　明治四十一年六月一日
一存立ノ時期　滿十箇年
一社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格　竹内丑五郎
金一千八百圓　長野縣小縣郡泉田村百六十三番地　竹内地球次
一金三百圓　同縣同郡同村同番地
右明治四十一年六月三日登記
上田區裁判所浦野出張所

三條肥料株式會社登記事項中左ノ如ク追加及變更登記ス
一清算人大桃大五郎ハ明治三十四年十月二十三日死亡
一清算結了ノ年月日　明治四十一年五月二十三日
明治四十一年六月一日
株式會社三條社登記事項中左ノ如ク變更登記ス
一清算人大塚小七ハ明治三十九年七月十六日死亡
明治四十一年六月三日
三條區裁判所

成産株式會社登記事項中左ノ通變更セリ
一取締役三宅峰吉ハ明治四十一年五月七日死亡ニ付辭任
右明治四十一年六月一日登記
宮津區裁判所

付錄

第 7484 号　付録

第7484号　付録